

相続時精算課税制度の贈与

Q : 聞くとところによりますと、2,500万円まで贈与しても贈与税がかからない制度があるようですが、普通の贈与とどう違うのですか？

A : 65歳以上の親から20歳以上の子への贈与で一定のものについては2,500万円まで贈与しても贈与税はかかりません。

【解説】

お問合せの制度は、相続時精算課税制度と言われるもので、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与を対象とし、2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、それを超える部分の金額に対しては、一律20%の税率で贈与税がかかるというものです。

特徴は、次のとおりです。

- ① 2,500万円までは贈与税が非課税(特別控除)
 - ② 贈与は、何回でも、また何年にわたっても可
 - ③ 特別控除を超える部分には一律20%の贈与税が課税される
 - ④ 贈与財産は親の相続時に、贈与した時の評価額で相続財産に加算される
 - ⑤ 支払った贈与税は、相続税から控除される
- ※65歳、20歳という年齢は、贈与のあった年1月1日現在で判定します。

この制度は、通常の110万円まで非課税となる贈与と併用することはできず、また、この制度をいったん適用しますと通常の贈与に戻すことができず、一生この制度を適用し続けなければなりませんので注意してください。

